

# ごみのQ&A

## 一覧表の見方

市民の皆さまより、お問い合わせの多い事項についてご紹介します。

その他の内容については、市のホームページへも掲載しておりますので、参考としてください。

## ●出し方について

**Q：指定ごみ袋に入りきれない不燃ごみは、どうしたら良いでしょうか？**

A：かさや蛍光灯など若干長いものは、ごみ袋からはみ出しても回収しますが、電子レンジや扇風機など袋に入らないものは「粗大ごみ」になります。⇒ **参考ページ⑥・⑬・⑮**



**Q：資源ごみは、レジ袋に入れて出せますか？**

A：レジ袋など半透明な袋に入れて出すことはできません。無色透明袋に入れて出して下さい。⇒ **参考ページ⑩**



**Q：自宅の片づけで一度に大量のゴミが出る場合は、どのように処分すればいいですか？**

A：一度に3袋以上出る場合は日々の収集には出さず、南環境センターへ直接搬入するか個別収集をご依頼ください。⇒ **参考ページ⑮・⑱**

## ●収集について

**Q：自分が出したごみだけが、回収されずに残っています。どうすればいいですか？**

A：収集カレンダーどおり当日の朝8時までに出したが、回収されず警告シールも貼られていない場合は、市までご連絡ください。

**Q：プラスチック製容器包装とペットボトルが大量に出るのに、なぜ2週間に1回しか収集がないのですか？**

A：現在の南環境センターでの手選別処理施設では、他の資源ごみとの同時の処理は難しいため、2週間に1回とさせていただいております。排出量は把握しておりますので、今後の検討事項とさせていただきます。⇒ **参考ページ③**



**Q：庭木のせん定枝や除草した草は、どのように出せばいいのですか？**

A：庭木のせん定枝や草は、燃やすごみとして出してください。

指定ごみ袋に入れて出す場合は、50cm以内に切断して出してください。南環境センターへ直接搬入する場合は、長さ2メートル以下（直径25cm以下）であれば処分できます。

⇒ **参考ページ⑤・⑮**

直接持込みする場合の大きさ制限



## ●その他

**Q：八幡浜市の一人当たりのごみの量はどれくらいですか？**

A：1日あたり641g、1年間で234kgです。（令和元年度実績）資源ごみ回収が定着し、この数年は横ばいの状態が続いていますが、生ごみの水切りの徹底や、食品ロス削減をすすめることでさらに減量が可能です。⇒ **参考ページ⑳**

**Q：ゴミステーションの管理は誰がするのですか？**

A：各地域や建物の管理者で、日々の維持管理していただきます。

市が設置している場合の交換や修繕は、各地域の区長等を通じて市へご相談ください。

⇒ **参考ページ②**

**Q：赤い警告シールが貼られ、回収されずに残されているごみはどうすればいいのですか？**

A：分別ルールが守られない場合に、警告シールを貼り回収せずに残します。分別シールに理由が記載されていますので、出した本人が持ち帰り、正しい方法であらためて出して下さい。

1週間ほど経過しても放置されている場合は、市へご連絡ください。⇒ **参考ページ②**

**Q：私有地に不法投棄物がありました。どうすればいいですか？**

A：不法投棄は厳しい罰則が定められた犯罪です。不法投棄物の処分については、投棄者が不明の場合、土地の管理責任にもとづき、原則として私有地の所有者等が処理することとなります。

日頃から、未然防止対策や適正管理をお願いします。希望があれば、再発防止の看板を市で設置することは可能です。

⇒ **参考ページ⑳**



**Q：自営業の事務所で出た紙くずや茶殻なども、事業系一般廃棄物になるのですか？**

A：事業を営む目的において出たごみは、事業系一般廃棄物となります。ただし、店舗兼住宅の場合は、例外として認めていますので、詳しくはお問い合わせください。

⇒ **参考ページ⑰、⑱**

のごみ  
1出し

燃やす  
ごみ

ご燃や  
さない  
みい

かび  
んん  
種類

ペット  
ボトル  
製容器

紙  
類

粗大  
ごみ

環境  
美化

セ南  
ンタ  
1境

許事  
業業  
ごみ

市では  
処理  
できない  
もの

災害  
ごみ  
対策

一分別  
覧品目  
表

回収  
拠点  
MAP